

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度「本巣市一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金	870,305 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	(473,640 千円)

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	3,994,785 千円
--	--------------

（単位：千円）

区 分	令和6年度 決 算 額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 （社会保障財 源化分の市町 村交付金）	その他
1 <u>社会福祉</u> 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など	2,359,446	1,000,891	420,059	0	77,074	181,853	679,569
2 <u>社会保険</u> 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など	1,310,291	51,721	170,348	0	0	229,732	858,490
3 <u>保健衛生</u> 医療、健康増進事業、予防対策事業など	325,048	21,569	2,076	0	7,449	62,055	231,899
計	3,994,785	1,074,181	592,483	0	84,523	473,640	1,769,958

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源に充当しました。